平 戸 市 監 査 公 表 第 103 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

平成 27 年 6 月 15 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第1 監査の対象

平戸市消防本部

第2 監査の期間

平成 27 年 5 月 22 日

第3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成23~25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事 務事業の執行について

第4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

- (1) 収入に関すること
 - ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
 - ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。
- (2) 支出に関すること
 - ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
 - ② 予算目的に反する支出はないか。
 - ③ 特別な支払方法(資金前渡、概算払等)は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成23~25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。 指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

消防庁舎建設事業に係る土地分筆登記業務委託について

平戸市岩の上町字稗田 737 番 (山林 7272 ㎡) について、A社と分筆登記業務委託契約(契約額 210,000円)を行っているが、その請書の請負者氏名欄はA社と見積もりを徴していない土地家屋調査士Bの連名となっている。また、業務変更請書(2週間の工期延長)では受注者欄にはA社のみが記載されている。

一方、隣接する土地所有者との境界確定作業において、何故か市から委任を受けた Bが、立会い証明、境界承認申請、登記嘱託を行っており、その後、A社から業務完 了報告書が提出されている。これらのことから、A社は分筆登記業務に必要な土地家 屋調査士を有していないためBとの共同事業として取扱ったのではないかと思われ る。本件は、見積依頼の段階から有資格者の審査が不十分であり、測量と分筆登記事 務を別々に発注するなどの業務分担の精査も不十分であったと考える。

【指導事項】

1. 消防庁舎建設工事の契約変更について

本工事の経過については、東日本大震災以降、全国的な労務単価や建設資材等の 異常な高騰が続く中で、第1回目の入札は不調となり、訓練棟を除外した設計変更 をしたうえで2回目の入札で落札となった。その後、いったん除外した訓練棟を再 計上しての設計変更や、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づく"スライド 条項"を適用している。しかしながら、訓練棟については、そもそも消防庁舎に必 要な施設であり、充分な予算額の確保に努めるべきであったと思われる。今後、必要に応じて説明責任が求められると考える。

また、スライド変更協議の際に提出された請負業者からの変更申し入れ書、残工 事確認書、承諾書等の各書類について、鉛筆書きのままで部署内の決裁や受付印も ないので、再度点検し適正な事務処理に努められたい。

2. 文書編綴について (簿冊整理)

ほとんどの簿冊について、文書管理システムを利用せずに、ファイルの背表紙に簿冊名を書き入れ書類の編綴を行っていたために、書類及び簿冊の保存年限等の把握が出来ていなかったと思われる。今後は、文書管理システムを利用し、適正な文書登録に努めていただきたい。

【意見】

その他の事務処理について

新庁舎の新築整備に伴い、業務環境も改善されたものの、職員へのパソコンの配備が充分でない。文書を送信する際には、他者のパソコンを使用している状況がある。 事務処理及びセキュリティーの面からも支障が生じてくるので、事務処理環境の整備に努められたい。

第6 むすび

消防本部、消防署については平成27年4月1日より新庁舎において業務が開始されている。消防救急無線もデジタル化され、緊急通報も瞬時に位置の確認ができるなど高性能の機能を有することとなった。職員の業務配置については、定数78名に対し77名が充足されており、大きな支障はないものの、若い職員(平均年齢34.2歳)が多く、日中の実践訓練時間の確保が課題となっている。一方、田平・生月・中津良出張所はそれぞれ昭和48年、50年、58年に建設されており老朽化が進行している。地域防災にとって出張所の役割は重要であり、必要に応じて施設の建替えや改修等を検討されたい。また、地域消防力の強化については、年次計画に基づき耐震性貯水槽や消火栓及び消防格納庫・詰所等の消防施設が整備されており、今後とも着実に計画が推進されるよう望まれる。一方、救急救命業務は、高齢化に伴い年々増加傾向にあり、配備された高度通信機器を駆使しての医療機関との連携や、現場や搬送途上における救命措置の向上など多様化する救急業務への活用を期待するものである。

消防救急業務は、市民生活の根幹をなす安全安心な地域社会を支えるものであり、その役割は極めて大きい。今後とも地域の消防団との連携や地域自主防災組織等への指導を通して、さらなる市民の負託に応えるよう精励されたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意 見
根 拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、 又は不当と認められ るため、是正を求め ること	法令等に違反する事 項や不当な事項のうち、 取扱基準に照らして指 摘事項に該当しない軽 微なものであること	監査結果(指摘等)に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態に なったこと	是正された状態に なったこと	_

【参照条文】地方自治法

- 第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- 第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方 公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告 に添えてその意見を提出することができる。